# 神奈川RB 第5回総会 資料



開催日時: 2003年2月9日(日) 10:30~ 会場: かながわ県民センター 604会議室

神奈川レスキューサポート・バイクネットワーク

- 2 -	
-------	--

# 神奈川RB第5回総会資料 目次

	内容	ページ
1.	神奈川RB第5回総会次第・神奈川RB宣言	4
2.	代表挨拶	5
3.	2002年度神奈川RB活動報告に関する件(総会議事)	6
4.	2002年度神奈川RB決算に関する件(総会議事)	8
5.	神奈川RB規約改正に関する件(総会議事)	9
6.	2003年度神奈川RB役員選出に関する件(総会議事)	15
7.	2003年度神奈川RB活動計画に関する件(総会議事)	16
8.	2003年度神奈川RB予算案に関する件(総会議事)	17
9.	JRB震災時支援協定	18
10.	神奈川RB組織図	19
11.	神奈川RB会議構成図	20
12.	JRBとは?	21
13.	神奈川RB連絡先	26

# 神奈川RB第5回総会次第

- 1. 開会
- 2. 2002年度代表挨拶
- 3. 総会議事

2002年度神奈川RB活動報告に関する件 2002年度神奈川RB決算に関する件 神奈川RB規約改正に関する件 2003年度神奈川RB役員選出に関する件 2003年度神奈川RB活動計画に関する件 2003年度神奈川RB予算案に関する件

- 4. 2003年度代表挨拶
- 5. 役員・リーダー紹介
- 6. お知らせ
- 7. 閉会

### 神奈川RB宣言

1. 我々は、震災時において、オートバイの機動性を活かして、被災地のために救援活動とその支援を行います。

2.我々は、ボランティア活動を基本とし、活動上発生した傷害は、加害、被害を問わず自己責任とします。

- 3. 我々は 自己完結型のボランティアを目指します。
- 4. 我々の活動は、ボランティア精神をもったあらゆる人々に開かれています。

### 代表挨拶

神奈川RBが発足し、4年が経過しました。震災時活動に限らずボランティアという活動に対し素人だった我々は、常に暗中模索の日々でした。しかし4年以上(設立までの準備期間を含めると6年以上)、継続しているということは、我々をとても勇気付ける様に思えます。ひとつの実績とも考えられます。

さて、昨年度を振り返ると、七都県市総合防災訓練への参加が最も大きなイベントの一つでした。開催日が日曜日であったことも幸いし約20名の大規模な参加が実現できましたが、参加形態についても移動本部2台(4輪車及び2輪各1台)、搬送隊12台、記録班3台、横浜に設置された災害ボランティア本部に3名、小田原城東高校にある地域ボランティア本部に1名という大掛かり且つ広範なものとなりました。訓練自体は物資搬送という任務でしたが任務遂行の外側を見ると、大人数での行動の方法、効率的に隊に分割する方法、移動時の安全の確保、また他の団体との連携と言った、任務を遂行するための基盤の部分が円滑に行えました。これらは目立ちにくい部分かとは思いますが、長年の活動で培った我々の大きな実力だと評価します。

この様にイベントーつへの参加を取り上げて考えてみても、我々の実力は自分たちが意識している以上に日々向上していると理解できます。仮に今年災害が発生しても、個々の基本能力に加えてそれらを応用することである程度レベルの高い支援活動は実現できると想像します。

2003年の活動方針にもなりますが、それら現有の行動能力を最大限に発揮できる体制の整備を今年から具体的に検討していきたいと思います。この検討を通じて組織的な能力が現在以上に向上されることを期待します。

その検討の方法は、具体的には震災時の活動方法について議論を重ねることが全てと言ってよいと思います。 震災時活動マニュアルにまとめることも考えられますが、過去の経験からその作業自体が目的となりやすく、また どんな事態にも対応できるものを作成することは困難です。やはり継続的にミーティング等で議論を重ねて活動 イメージを共有していくことが、無形ではありますが最も有効な方法であると思います。

この様に今後も各メンバーそれぞれの参加・意見が、神奈川RBの活動の原動力となります。本年度も積極的にミーティングやイベントに参加して下さる様 お願い致します。

2003年度 神奈川RB代表 井上 哲也

# 2002年度神奈川RB活動報告に関する件(総会議事 続)

	2002年前半				
1月	・総会準備臨時ミーティング(1/13) ・大和災害体験フェア(1/19 20)	・新年会(1/13) ・ボランティアの為の救護活動研修会(1/15)			
2月	・神奈川RB2001 年度総会(2/3) ・JRB常任理事会(2/17)	・ボランティアの為の救護活動研修会(2/19)			
3月	・定例ミーティング(3/3) ・会報発送作業(3/31)	<ul> <li>・神奈川RB携帯電話用サイト運用開始(3/6)</li> <li>・ボランティアの為の救護活動研修会(3/19)</li> <li>・ボランティアの為の救護活動研修会(拡大版)</li> <li>(3/21)</li> </ul>			
4月	・防災拠点確認ツアー(4/14)	・ボランティアの為の救護活動研修会(4/16) ・ に いままる う 会ツーリング(4/28 29)			
5月	・運営ミーティング(5/6)	・メンテナンス講習会(5/19) ・ボランティアの為の救護活動研修会(5/21)			
6月	・定例ミーティング(6/2) ・関東ブロックRB連絡会議(6/8) ・会報発送作業(6/26)	・ボランティアの為の救護活動研修会(6/18)			

# 2002年度神奈川RB活動報告に関する件(総会議事 続)

2002年後半				
7月	・臨寺ミーティング(7/3)	・飲み会(7/13) ・ボランティアの為の救護活動研修会(7/16) ・ボランティアの為の救護活動研修会(拡大版, 7/20)		
8月	・運営ミーティング(8/4) ・七都県市総合防災訓練予行演習 (8/25)	・ボランティアの為の救護活動研修会(8/20)		
9月	・七都県市総合防災訓練(9/1) ・臨時ニーティング(9/7) ・会報発送作業(9/26)	・ボランティアの為の救護活動研修会(9/17)		
10 月		・ボランティアの為の救護活動研修会(10/15)		
11月	・運営ミーティング(11/10)	・ポランティアの為の救護活動研修会(拡大版, 11/21)		
12月	・定例ミーティング(12/1)	・ボランティアの為の救護活動研修会(12/17) ・忘年会(12/21)		

# 2002年度神奈川RB決算に関する件(総会議事)

#### 1. 収入の部

内訳	金額	備考
前期繰越金	210,522	
会費	120,000	
寄付	25,000	中島信義様 沖野雅之氏
備品売上	26,200	
備品貸与	4,000	
雑収入	232	郵便貯金利息他
合計	385,954	

#### 2. 支出の部

神奈川RB会計監査

内訳	金額	備考
広報費	3,600	ポスター他
交通費	23,920	JRB会議交通費
通信費	39,718	切手代他
諸会費	17,520	サポセンロッカー、神災ボラ会費他
消耗品代	21,284	封筒 レサコ他
雑費	315	振込み手数料
次期繰越金	279,597	郵便貯金 SMBC神田
合計	385,954	

上記2002年度神奈川RB決算報告を監査の上、問題が無いことを確認した。

\_\_\_\_山田泰

神奈川RB会計監査	梶エミ子	_ ED	
			( 印は電子データ版は省略)

印

#### 【神奈川レスキューサポート・バイクネットワーク規約案】 第1章 総則

(名 称)

第1条

本会は、「神奈川レスキューサポート・バイクネットワーク」と称す。

2. 通称を「神奈川RB」とする。

(目的)

第2条

本会は、オートバイの機動力とそれを支援するネットワークにより、震災時における情報活動および救援活動のサポートを行うことを目的とする。

(基本理念)

第3条

本会の活動は、ボランティアを基本とし、法を遵守し安全を最優先にした活動を旨とする。

(事業)

第4条

本会は 第2条に揚げる目的を達成するために、以下の事業を行う。

会員の訓練及び研修。

会員相互の交流と親睦に関する活動。

本会の広報活動と啓蒙活動

同様な目的を有する他団体・行政機関等との連携協力。

震災に関する情報収集、研究

その他 目的を達成するために必要な事業

第5条

本会の事業年度は毎年1月1日から12月31日までとする。

第2章 会員及び会費

(会 員)

第6条

会員は本会の目的、理念に賛同する者とする。

(会員の権利)

第7条

会員は本会の目的に必要なすべての権利を有する。

(会員の義務)

第8条

会員は本会に入会手続きを行うとともに本規約及び別途定める細則などを遵守する

(会費などの納入義務)

第9条

会員は細則に示す年会費を当該年度中に納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条

会員が、以下の各号の一に該当した場合、除名することがある。

退会

死亡

除名

(退会)

第11条

退会する会員は別途定める退会届を提出するものとする。

2. 会費はいかなる理由でも返金しない

(除名)

第12条

会員が各号のひとつに該当する時は運営ミーティングの審議並びに代表の承認によりこれを除名する ことができる。

> 本会の名誉を著しく毀損した場合。 本会の目的、または理念に反する行為を行った場合。 本会の秩序を損なう行為を行った場合。

> > 第3章 総会

(総会の構成)

第13条

本会の総会は会員を持って構成する。

(総会の種類)

第14条

本会の総会は通常総会 及び臨時総会とする

(総会の招集)

第 15 条

通常総会は 毎年1回代表が招集する

2. 臨時総会は次に掲げる号に従い代表が召集する。

代表が必要と認めたとき

運営会議で必要と決議したとき

3分の1以上の会員より召集の請求があったとき

- 3.会計監査が召集の必要を認めたとき
- 4.総会の招集は会議の目的ならびに日時などを記載した書面を持って会日の10日前までに発信通知しなければならない。

(総会の議長)

第16条

総会の議長は出席した会員の中から選出する。

(総会の決議)

第17条

総会は第15条の手続きによって成立し、委任状を含む出席会員の過半数をもってこれを決議する。

(表決権)

第18条

会員は総会における各1個の表決権を有する。

(総会の決議事項)

第19条

次の事項は総会の議決を要する。

規約の変更

事業計画及び収支予算の決算報告

事業報告及び会計報告

役員の選任並びに解任

本会の解散

5号の場合の精算人の選任および残余財産の処分方法

その他特に重要な事項

(総会の特別決議)

#### 第20条

前第 19 条第1 号 第 5 号及び第 6 号に掲げる事項の決議は委任状を含む出席会員の3分の 2 以上の多数でこれを決議する。

(総会の決議事項の通知)

#### 第21条

代表は総会の終了後遅滞なく決議事項を会員に通知する。

(総会の議事録)

#### 第22条

総会の議事については議事録を作成する。

第4章 役員

(役員の種類 人数)

#### 第23条

本会役員は 以下の通りとする。

代 表 1名

副代表若干名事務局長1名会計監査2名

(役員の資格)

#### 第24条

役員は会員であり総会において選任及び解任される。

2.役員の再任は妨げない。

(役員の任期)

#### 第25条

役員の任期は選任以降から事業年度の総会までとする。

2.期の半ばに選任された役員の任期は当該年度の総会までとする。

(役員の任務)

#### 第26条

代表は 本会を代表し 事業を総理する

- 2. 副代表は代表を補佐し、代表が業務遂行不可能な場合職務を代行する。
- 3. 事務局長は 事務局を統括する

4. 会計監査は 本会の業務執行並びに会計状況を監査する。

第5章 運営ミーティング

(運営ミーティングの構成)

第27条

本会の運営ミーティングは会員をもって構成される。

(運営ミーティングの招集)

第 28 条

運営ミーティングは必要に応じ役員が召集する。

(運営ミーティングの議長)

第29条

運営ミーティングの議長は出席した会員の中から選任する。

(運営ミーティングの決議)

第30条

運営ミーティングの決議は出席会員の過半数をもって行う。

(運営ミーティングの決議事項)

第31条

運営ミーティングでは本会の運営に関する諸課題について決議する。

(運営ミーティングの議事録)

第32条

運営ミーティングの議事は議事録を作成しこれを保管する。

第6章 事務局・分科会等

(事務局)

第33条

本会は本会運営に必要な事務を分掌するために事務局を置く。

(分科会等)

第34条

本会は担当分野毎に分科会を置き本会の目的達成に必要な活動を行う。 分科会にはリーダーを置く

(地区リーダー)

第35条

本会は県内を分割して本会の目的達成に必要な活動を行う。 各地区にはリーダーを置く

第7章 会計

(会計年度)

第36条

本会の会計年度は毎年1月1日から12月末日までとする

(収支報告)

第37条

本会の会計報告は総会において行われる。

第8章 管理

(規約などの設置)

第38条

代表は規約、細則、並びに総会及び運営ミーティングの議事録を事務局に備え置く

(報告書)

第39条

代表は事業年度終了後、その任期中の年度にかかる各号に掲げる報告書を作成し会計監査に提出 する。

事業報告書

会計報告書

付則

1. 本規約は2003年2月9日に改訂し、同日より施行する。

細則

1. 規約第9条の会費については以下に定める。

会員は年会費3,000円を事業年度中に納入する。

中途加入の会員は 号、若しくは年度残月数に応じて月額 300 円を事業年度中に納入する。

# 2003年度神奈川RB役員選出に関する件(総会議事)

以下の者を2003年度神奈川RB役員として推薦致します。

 代表
 井上 哲也

 副代表
 神林 邦彦

太田 隆行 山本 泰彦 矢代 幸雄

事務局長手塚 則生会計監査梶 エミ子

山田 泰

# 2003年度神奈川RB活動計画に関する件(総会議事)

1月	・総会準備ミーティング(1/5) ・災害図上訓練「DIG」(1/11) ・大和災害体験フェア(1/18・19)	・ボランティアの為の救護活動研修会(1/17)			
2月	·神奈川RB2002 年度総会(2/9)	・懇親会(2/9) ・ボランティアの為の救護活動研修会(2/18)			
3月	・定例ミーティング(3/2) ・会報発送作業	・ボランティアの為の救護活動研修会(3/18) ・ボランティアの為の救護活動研修会(拡大版, 3/21) ・走ろう会ツーリング(3/30)			
4月		・オフロードトレーニング ・ボランティアの為の救護活動研修会(4/15)			
5月	・運営ミーティング(5/4)	・走ろう会ツーリング ・ボランティアの為の救護活動研修会(5/20)			
6月	・定例ミーティング(6/1) ・会報発送作業	・ボランティアの為の救護活動研修会(6/17)			
7月		・ボランティアの為の救護活動研修会(7/15) ・ボランティアの為の救護活動研修会(拡大版, 7/21)			
8月	・運営ミーティング(8/3)	・ボランティアの為の救護活動研修会(8/19)			
9月	・定例ミーティング ・七都県市総合防災訓練(9/1) ・会報発送作業	・ボランティアの為の救護活動研修会(9/16)			
10月		・ボランティアの為の救護活動研修会(10/21)			
11月	・運営ミーティング(11/2)	・ボランティアの為の救護活動研修会(11/18)			
12月	・定例ミーティング(12/7)	・ボランティアの為の救護活動研修会(12/16)			

# 2003年度神奈川RB予算案に関する件(総会議事)

自2003年1月1日 至2003年12月31日

#### 1. 収入の部

- PT 11- EI		
内訳	金額	備考
前期繰越金	279,597	
会費	144,000	@3000×48名
合計	423,597	

#### 2. 支出の部

· 文山の印			
内訳	金額	備考	
広報費	3,600	ポスター他	
交通費	0		
通信費	40,000	切手代他	
諸会費	18,000	サポセンロッカー、神災ボラ会費他	
消耗品代	20,000	封筒 レサコ他	
雑費	1,000	振込み手数料	
会場費	50,000	走行練習会会場費他	
予備費	290,997		
合計	423,597		

### JRB震災時支援協定 (参考)

(趣旨)

- 第1条 この協定は JRB規約第3条2項に基づき災害時の支援に関する事項を定める。
  - 2 本協定を締結した「RB」のいずれかの地域において災害が発生し、独自では十分な活動ができない場合において、被災地「RB」からの要請にこたえ、初動の救援活動を支援するため、基本的な事項を定める。

(支援時の確認事項)

- 第2条 相互支援をする際には 次の事項について確認をする
  - (1) 災害の状況
  - (2) 出動する場所、又は地域。
  - (3) 支援の期間
  - (4) 派遣する隊員数
  - (5) その他必要な事項

(支援の実施)

第3条 支援の要請を請けた側は ボランティア活動の範囲でできる限りこれに応じるものとし、迅速な救援活動に努めるものとする。

(災害保険)

第4条 支援活動に参加する隊員は必ずボランティア保険に加入するものとする。その際の保険料の支払いは 支援する側で負担するものとする

(有効期間)

第5条 この協定は 協定締結の日から発効するものとし いずれかから申し出がない限り継続するものとする。 (雑 則)

第6条 この協定に定めるもののほか必要な事項は 常任理事会で定めるものとする。

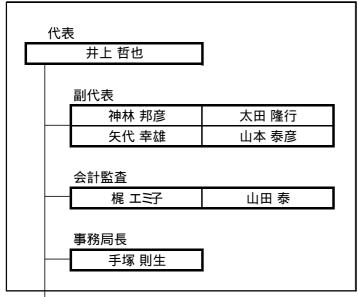
JRB規約(関係条文抜粋)

第3条 本会の活動は ボランティアを基本とし 法を遵守し安全を最優先にした活動 を旨とする

2.本会は それぞれの「RB」の自主的な活動を尊重する。但し、震災時には被災地 と近接する「RB」は相互に支援しあうものとする。そのため、各「RB」は 別途定め る「震災時支援協定」を結ぶものとする。

(注記) JRB は2002年に解散したが、各 RB との支援協定は引き続き効力があるものと考えられ、本内容を参考として掲載するものである。

#### 役員



#### 地域支部リーダー

渡辺 和也	村井 浩久
(神奈川北部 )	(神奈川東部)
永山 充	辻谷 圭
(神奈川西部)	(神奈川南部 )

#### 分科会リーダー

渡辺 和也	坂本 篤哉
(バイク分科会)	(情報通信分科会)
河内 善徳	山田 泰
(救急救命分科会)	(震災時活動研究分科会)

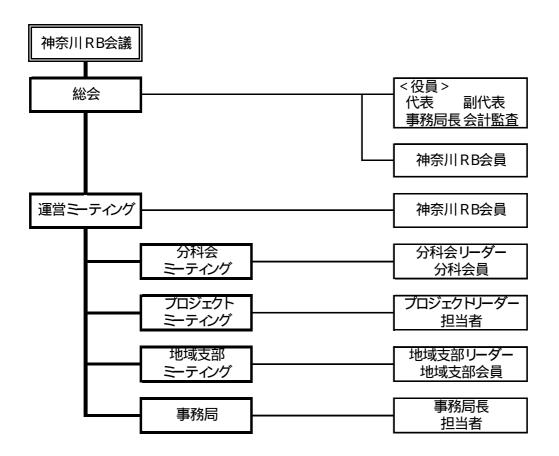
#### アドバイザー

荻原 多聞 (神奈川県災害救援ボランティア 推進委員会 事務局長) 田嶋 誠一 (神奈川県警察)

#### 事務局

会計	太田 隆行
電話受付	交代制
広報、渉外	役員
会員名簿管理	永山 充
関連団体名簿管理	矢代 幸雄
連絡網 会員分布図	永山 充
インターネット受付	井上 哲也
	太田 真幸
	手塚 則生
発送作業取りまとめ	手塚 則生
会報	太田 隆行
3ヶ月予定作成	太田 隆行
会報宛名書き担当	手塚 則生
横浜ロッカー管理	山田 泰
海老名ロッカー管理	加藤 路香

神奈川RB会員



(注記) JRB は2002年に解散したが、本内容は RB 活動の基本的な考え方をまとめたものであり、 参考のために前年度と同内容を掲載するものである。

#### RBは どなたでも参加できます

レスキューサポート・バイクネットワーク...略称「RB」は「オートバイの機動力」と それを支援するネットワーク により、震災時の情報活動や救援活動の支援を行い、バイクを通して地域社会に貢献することを目的に設立されたボランティア組織です。「何か役に立つことをしてみたい...」と お考えの方ならバイクの有無を問わずどなたでも参加できます。

#### 設立経緯

#### 1. バイクのまち浜松で誕生

地震災害は 広域的・多発的・複合的な被害が同時に発生します。 道路は寸断され大渋滞となり、ライフラインもストップ 電話も不通となります。情報が途絶えた中での救援活動は困難を極めますが、そんな時 威力を発揮するのが渋滞や悪路に強いオフロードバイクです。東海地震に備え、「スポーツとして楽しんでいるバイクを災害時の救援活動に役立てたい」という有志が集まり、1994年11月、バイクのまち浜松に浜松RBが誕生しました。

#### 2. **阪神·淡路大震災発生**

浜松RBが誕生してから2ヶ月後の1995年1月17日に、あの阪神・淡路大震災が発生しました。高速道路は崩壊し、幹線道路は渋滞で麻痺状態、生活道路も倒れた電柱や飛散した瓦礫でほとんどが通行不能となりました。被災地では大渋滞の中をオートバイが活躍したことから、震災時の救援活動にはなくてはならない存在となりました。その後、RBの活動は急速に中部・関東・北陸・近畿・九州地方へと広がり、更に全国へと広がるようになりました。

#### 3. インターネットの参加

阪神大震災では、インターネットも大活躍しました。インターネットの利用者は現在も猛烈な勢いで増え続けており、そのネットワークは全国の市町村の隅々にまで広がっています。そこで、JRBの設立に先駆けて 1996 年 8 月、インターネットにホームページを開設、JRBのPRと、インターネット隊員の募集を開始しました。(http://www.imilink.com/jrb/)

#### 4. *JRBの誕生*

地震はどこで起きるかわかりません。そこで、日本のどこで地震が起きても地元のRBで迅速な対応ができるように全国的な組織づくりをめざすことになりました。そして 1997 年2月9日、「浜松RB」「調布RB」「石川RB」 際良RB」「清水RB」「大分RB」が発起人となって、RB発祥の地、浜松に おいてJRB設立総会を開催 ジャパン・レスキューサポート・バイクネットワークが正式に誕生しました。

#### 5. 全国ネットワークへ

現在、全国には1500万台のオートバイが登録されています。そこでJRBでは、その1%を目標に、全国的なネットワークづくりを進めています。もし、それが実現すれば、日本のどこで地震災害が発生しても迅速な救援活動が可能となります。その時、オートバイはスポーツやレジャー、実用のほかに「社会への 貢献」という全く新しい機能とステータスをもつことになります。

#### RBの役割

#### 1.情報の収集と伝達

RBは オートバイの機動力と それを支援するネットワークにより、被災地の情報(火災・救急救命・交通・ライフライン・避難地等)を迅速・的確に収集し、地域の自主防災組織や、行政・消防・警察・医療・報道等の関係機関に伝達するとともに、これらの関係機関と連携して救援活動の支援を行います。

#### 2.緊急物資の運搬

被災地では、道路は寸断され、使える道路も大渋滞となるため、オートバイによる医薬品や輸血用血液などの 緊急を要する物資の運搬を行います。

#### 活動の基本

#### 1. 安全を最優先

RBは 隊員の自発的なボランティア活動が基本となります。 震災時の活動には二次災害の危険性が伴いますので安全を最優先とします。 消火活動や負傷者の救出は原則として、 消防署や自主防災組織にゆだねることになります。

#### 2.活動の拠点

RBは「自分達の地域は地域で守る」ことを基本とした組織です。従って、隊員は地元のRBで活動することになります。ただし、地元にRB組織がない場合には、地元にRBが設立されるまでは、同一ブロック内の最寄りのRBに所属して活動を行うことになります。

#### 3.活動の期間

RBの活動内容は、時間の経過とともに変化します。発震直後の消火・救急活動の支援から、救助待ち被災者の発見、避難生活の支援へと重点が移ります。そして、2週間を過ぎるころには道路も復旧し始めます。そこで、RBの活動は最初の2週間をめどとし、それ以降は一般的なボランティア活動へと移行していくことになります。

#### 4. 自己完結型の活動

被災地では飲料水から、食糧・薬品・日用品まですべてが物不足になります。ライフラインも止まり、トイレにもごみの捨て場にも困る状態が続きます。被災地に負担をかけないで継続的なRB活動を維持するため、物資の調達から発生物の処理まで自己完結型の活動が基本となります。

#### 5.災害時の優先順位

被災地の状況は日時の経過とともに刻々と変化します。そこで、RBの活動は被害の状況や隊員の数から、その時点における最善の策を選択することになります。その際の優先順位は以下の通りですが、最終的には現場の状況で判断することになります。

- ・火災の発見・通報及び後方支援(消防署との連携)
- ・被災情報の収集(市内全体の物的・人的被害、道路・交通状況の把握)
- ・避難地情報の収集(市内全域の被災者・負傷者の状況)
- ・関係機関への情報伝達(災害対策本部・地元放送局等)
- ・自主防災隊との連携による救援活動
- ·緊急物資の運搬(医薬品等)

#### 6.報告は文書で

情報が跡絶えた中では流言飛語が飛び交うことから、信頼度の高い情報収集が最重要課題となります。RBでは、情報の信頼度を高めるため、以下の3点を基本に活動を行います。

報告は文書で行う(被災状況報告カード・伝言カードを使用)

被災状況は事実をもとに客観的に報告する。

報告は簡単・明瞭・正確に。

#### RBの組織

#### 1.組 繼

RBの組織は「地区RB」「市町村RB」「都道府県RB」「ブロックRB」「ジャパンRB」で構成されており、それぞれ以下のような組織となっています。

#### (1) 地区RB

地区RBは 市町村RBの支部組織で自主防災組織の地区を単位とした組織です。地区RBは 地区内の隊員で構成し、隊員が少ない場合には 隣接する複数の地区で一つの地区RBを編成します。

#### (2) 市町村RB

市町村RBは、市町村を単位とした組織で、RB活動の基本となる組織です。隊員は、地元の市町村RBに所属しますが、地元にRBがない場合には近隣の市町村RBに所属することになります。市町村RBには事務局をおき、スタッフをおきます。

#### (3) 都道府県RB

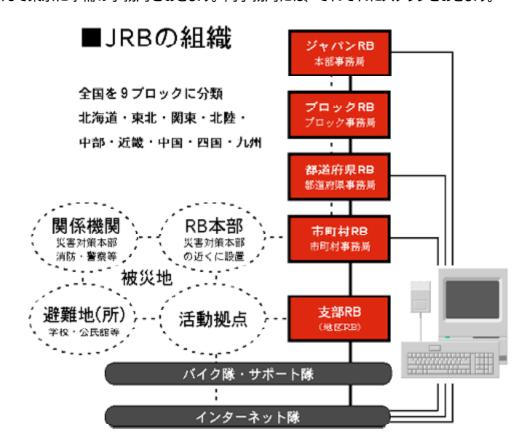
都道府県RBは 各都道府県下の市町村RBで組織し、事務局をおきます。なお、事務局が被災した場合に備えて予備の事務局をおきます。両事務局は、それぞれに独立して機能する組織とし、スタッフをおきます。両事務局は、50km以上離れた位置に設置するものとします。

#### (4) ブロック事務局

ブロックRBは 日本のどこで地震災害が発生しても、ブロック内のRBで迅速な対応ができるように、全国を9のブロック(北海道・東北・北陸・関東・中部・近畿・中国・四国・九州)に分けて組織し、それぞれにブロック事務局をおきます。

#### (5) ジャパンRB

ジャパンRBは全国の都道府県RBで組織し、浜松に本部事務局をおきます。なお、本部事務局が被災した場合に備えて東京に予備の事務局をおきます。両事務局には、それぞれにスタッフをおきます。



#### 2.機 能

#### (1) 地区RB(支部RB)

被災地では、小学校や中学校・公園等が避難地となります。避難地にはその地区の住民や負傷者が避難してきますので、RB活動が最も必要な場所となります。地区RBは、地区の自主防災組織と連携して、被害情報の収集・伝達、及び救援活動の支援を行います。

#### (2) 市町村RB

地震発生と同時に、被災地の市町村には災害対策本部が設置されます。そこで、被災地となった地域の隊員は、地元の市町村で活動することになります。災害対策本部をはじめ、消防・警察・医療・報道等の関係機関と連携しながら、市町村全体の被害情報の収集・伝達、並びに救援活動の支援を行います。

#### (3) **都道府県RB**

災害が発生した場合、都道府県RBはいち速く圏内の被害状況を把握し、各市町村RBと連携を図り迅速なRB活動を開始します。都道府県内のRBでは充分な活動ができない場合は、ブロックRBに支援を要請します。

#### (4) **プロックRB**

災害が発生した場合、ブロックRB事務局はいち速く被害の状況を把握し支援活動に備えます。被災地のRBから支援の要請があった場合には、ブロック内の各RBと連携を図り、迅速な支援活動を開始します。

#### (5) ジャパンRB

ジャパンRBは全国の都道府県RBをインターネットで結び、震災時の支援活動に備えます。震災時には、被災地のインターネット隊員から送られてくる情報をもとに、災害の規模、地域等を把握します。それをもとに、関係都道府県RBとの連絡・調整を図り、広域的な支援体制を整えていきます。

#### 3. 隊昌·營助会昌

RBは 隊員と賛助会員で組織されています。 さらに隊員は 「バイク隊員」 とそれを支援する「サポート隊員」 「インターネット隊員」 で構成されています。

#### (1) バイク隊員

バイク隊員は、オートバイの機動力を活かして、被災地の被害情報の収集や伝達、緊急物資の運搬を行います。また、市町村の災害対策本部や自主防災組織、消防・警察・医療・報道等の関係機関と連携をはかり、情報の伝達並びに救援活動の支援を行います。バイクはオフロード、オンロードを問わず、すべてのメーカーのオートバイが対象となります。

#### (2) サポート隊員

サポート隊員は バイク隊が迅速かつ適確な情報活動が継続的に行えるように 側面から支援します。 震災時にはRB本部や地区の活動拠点において、バイク隊の活動をサポートするとともに、必要な設備や用具を整え、RB隊員の食糧や飲料水・燃料の調達等の後方支援を行います。 サポート隊員はバイクがなくても参加できます。

#### (3) インターネット隊員

地震発生直後の被災地の情報は、RB活動を開始するか否かを決定するうえで最も重要な情報となります。そこで、震度6弱」以上の地震が発生した場合、該当地域のインターネット隊員は、被害状況をいち速くJRBに発信します。JRBはその情報をもとに迅速で広域的な活動を開始します。

#### (4) 贊助会員

賛助会員は RBの活動を資金面から支援していただく会員です。本会の主旨にご賛同いただける方なら、個人・団体・企業を問わず、どなたでもご参加いただけます。



# 神奈川RB連絡先

代表 : 井上 哲也 (tinoue@cityfujisawa.ne.jp)

郵送先 : 〒221-0835

横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 かながわ県民活動サポートセンター

レターケース No.81 宛先には必ず、

<u>レターケース No.81 神奈川レスキューサポート・バイクネットワーク宛</u>

と明記ください。

TEL : 070-5203-9466 (神奈川 RB 専用電話)

FAX : 045-312-1862 (かながわ県民活動サポートセンター内 FAX を借用)

宛先には必ず、

レターケース No.81 神奈川レスキューサポート・バイクネットワーク宛

と明記ください。

ホームページ : http://cools.com/kanagawarb

File

03soukai.pdf (Adobe Acrobat PDF format) 03soukai.doc (Microsoft Word format